

仕 様 書

1 委託業務名

令和3年度「生活文化調査研究事業」委託業務

2 事業の目的

平成29年度は、3つの異なる手法（インターネット調査、団体アンケート調査、フォーラム）を用いて、生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等」という）の分野・実態について広域的に把握することを目的とした調査事業を実施し、平成30年度は、食文化の国民意識調査及び食文化団体、書道団体の実態を把握するためのアンケート等の調査事業を行い、令和元年度は、それまでに団体調査を実施した生活文化等の分野を除く分野を対象に、団体への調査を実施した。令和2年度は、文化芸術基本法に例示されている書道、茶道、華道の各分野についてより詳細な調査を実施した。

本事業は、これまでに実施した調査等を基に生活文化に係る分野について横断的な把握を行うことを目的とする。

3 委託業務の概要

生活文化に係る各分野に関する、学術研究の書籍、論文・レポート等の文献、国やシンクタンクが行った調査研究報告（以下「学術研究等」という）についての悉皆的収集を行い、収集した学術研究等に基づいて、各分野における歴史や、当該分野を構成する主要な無形の文化的所産、社会的な位置付けや評価、国際的な評価や発信の現況等を項目毎にまとめる。これらのまとめにあたっては、各分野に関係する有識者を集め、調査内容等について助言や確認を行う有識者会議を行い、調査結果報告書としての最終まとめを行う。

4 業務内容の詳細

下記で掲示する<参考資料>等を参考に、これまで文化庁が実施した調査等を基として、煎茶道、香道、和装、礼法、盆栽、錦鯉の各分野について、以下の調査を実施すること。

（1）生活文化に係る分野の把握のための学術研究等に関する調査

上記に掲げた6つの分野について、それぞれに以下に示す調査を行うこと。

1. 各分野の歴史、当該分野を構成する主要な無形の文化的所産、当該分野の社会的な位置付けや評価、当該分野の国際的な評価や発信等の現況、用いられる道具・原材料の市場での流通量・生産量等、それぞれの項目に関する学術研究等について、悉皆的収集を行い、それらの内容の把握と整理を行うこと。
2. 1の学術研究等の内容に基づいて、分野毎に各項目の内容をまとめること。

なお、上記の調査を行うに際しては、下記①に掲げる調査手法及び調査体制、②～⑥の調査項目及び、⑦～⑩の注意点を踏まえ調査を実施すること。

①調査手法及び調査体制について

- ・本委託事業では、学術研究等を中心に悉皆的に情報収集する文献調査を基本とするものであり、関連団体や流派等へのアンケートやヒアリングによる調査は含まれていない。なお、調査をまとめる際は、分野全体を概観するような視点に基づくこと。
- ・学術研究等の内容の把握を必要とするため、学術論文の執筆等を経験したことがある者や、研究論文等の読解や要約に長けた者を配置し、資料収集及び内容の把握を円滑に進めることが出来るような調査体制を整えること。なお、大学等に所属する研究者を調査体制の人員として配置することも可とする。この場合、大学等への所属機関への同意等の取り付けは委託業者が行うものとする。

②各分野の歴史について

- ・当該分野の歴史的変遷について、特定流派に偏ることなく学術研究等に基づきまとめること。
- ・分野の歴史的変遷において重要視されている事象は漏れなく把握すること。

③各分野を構成する主要な無形の文化的所産について

- ・当該分野における、無形の文化的所産（無形のワザ）に該当する要素について、学術研究等に基づきその現況についてまとめること。

④各分野の国内における社会的位置付けや評価について

- ・当該分野が生活文化の一分野として文化や教育面等において果たしている役割や現況、また、分野自体や分野の担い手への社会的評価、分野を取り巻く課題等について、学術研究等に基づきまとめること。

⑤各分野の国際的な評価や発信について

- ・当該分野が国外においてどのような評価を得ているか、また、その分野の国際的な発信がどのような目的や方法、機会で行われているか等、国際的な観点から学術研究等に基づき調査を行い、その現況についてまとめること。

⑥各分野において用いられる用具・原材料の市場での流通量・生産量等について

- ・無形の文化的所産を支える用具・原材料等の概要や、流通量・生産量等の数値、経年変化、現況等について、学術研究等に基づきまとめること。

⑦上記②～⑥の項目に関する情報収集や調査にあたっては、文化庁担当官と随時協議し進めること。

⑧各分野の調査に際しては、収集した情報の出典等を常に記録し情報収集を行うこと。また、調査において悉皆的収集をおこなった学術研究等については、それらの書誌情報（著者及び編者、タイトル、刊行年、出版社等）及びその概要、書籍等の著者・編者等の情報も合わせて収集し、データとしてまとめ提出すること。

⑨上記の調査によって得られた個別の生データ（⑧の原本を含む）は、分野や項目毎にまとめ別途提出すること。

⑩調査に係る諸費用（図書館・資料館等への移動に係る交通費、資料のコピー費用等）を含めて、一切の業務が本委託業務に含まれる。

(2) 有識者会議の実施と調査結果の分析

以下の点に注意し、学術研究等の調査内容や、分野毎に取りまとめた各項目の内容について確認や助言等を求めるための有識者会議を調整・運営を行い、調査結果の分析を行うこと。

- ・各分野の有識者は分野毎に1名とし、本委託事業に必要な専門的な知見を有する研究者を提案し、文化庁と協議の上選定すること。
- ・有識者会議は3回程度を開催することを目途とし、議事内容の設定や資料作成は文化庁と協議の上、実施すること。
- ・資料作成に係る費用、有識者への旅費往復・謝金の支払い、会場候補（京都市内）選定・会場運営に係る費用（会場使用料含む。）の支払い及び議事録の作成は受託者が行うこと。
- ・業務完了日を見据え、適切な時期に計画的、効率的な会議を運営すること。

(3) (1) 及び (2) に関する報告書の作成

(1) 及び (2) で行った調査の結果について、下記の①～④の点に注意して報告書を作成すること。

- ① (1) ②～⑥及び (2) の成果について、公表を前提に分野毎に調査結果、調査結果の分析、参考資料等にまとめ100頁程度の冊子にすること。
- ②調査報告書や主たる学術研究の書籍等を参考あるいは引用した場合は、それらの別を明らかにしながら出典などを明記すること。
- ③調査報告書のとりまとめに際しては、文化庁担当官と随時協議し進めること。
- ④報告書作成、編集などに係る諸費用、印刷及び製本等に係る諸費用、CD-ROM データ作成などに係る諸費用等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

< 参考資料 >

参考 URL 平成27年度・平成28年度 伝統的生活文化実態調査

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/dentotekiseikatsu_jittai/index.html

参考 URL 平成29年度 生活文化等実態把握調査事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunkato_jittai/index.html

参考 URL 平成30年度 生活文化調査研究事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html

参考 URL 令和元年度 生活文化調査研究事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html

参考 URL 令和2年度 生活文化調査研究事業報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html

5 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

6 成果物の提出

(1) 成果物

報告書（50冊（簡易製本）・A4版・両面カラー刷り）

※報告書の電子データ（PDF及びWORD形式）（CD-ROMまたはE-mail）と合わせて、4（1）②～⑥で収集を行った各種データも納入すること。

(2) 納入期限

令和4年3月17日（木）

※上記期限は、納入後10日以内に文化庁が行う検収に合格する期限である。

(3) 納入場所

〒605-8505 京都府京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁 地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ

電話：（075）-330-6733

7 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、下記（2）要求要件の詳細に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「生活文化調査研究事業技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和3年度『生活文化調査研究事業』委託業務」総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

I 業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の調査内容について、全て提案されていること。
- * 1-1-2 本委託業務の目的・趣旨を踏まえた内容になっていること。
- * 1-1-3 調査研究に必要な分析や課題設定の観点が妥当であること。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査項目・調査手法が明確に示されており、妥当であること。
〔調査手法に事業の成果を高めるための工夫があれば加点評価する。〕
- * 1-2-2 調査の抽出・分析手法が明確に示されており、妥当であること。
〔分析手法に事業の成果を高めるための工夫があれば加点評価する。〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点評価する。〕

II 組織の経験・能力

2-1 組織の調査業務の経験

- * 2-1-1 組織として、過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があること。

2-2 組織の調査事業の実施能力

- * 2-2-1 業務を遂行するにあたり、妥当な人員が確保されていること。

〔人員体制に効率性・妥当性があれば、加点評価する。〕

- * 2-2-2 組織として業務を遂行するために、必要な知見・情報収集能力及び分析能力を有していること。

〔幅広い知見・人的ネットワーク、優れた情報収集能力や分析能力を有し、的確かつ速やかな分析が可能であれば加点評価する。〕

- * 2-2-3 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な業務遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点評価する。

III 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の調査業務の経験

- * 3-1-1 過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があること。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- 3-2-1 調査対象となる各分野に関する専門的な知識・知見を有する者を人員として配置していれば、その内容に応じて加点評価する。

IV ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があれば、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

- ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

8 検収

文化庁は、受託者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満たされていることを、文化庁、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

9 守秘業務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。

再委託をする場合にあつては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じるものとする。

10 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

1.1 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定等、技術提案書に記載した事項について、認定の取消等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文化庁に届け出ること。

1.2 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、契約書、本仕様書、企画提案書のほか、委託要項及び文化庁委託業務実施要領 (<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>) を遵守すること。
- (2) 報告書の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、当庁の指定する日時までに修正するものとする。
- (3) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (4) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切か否かについても、委託費支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として調査研究の受託可否を検討すること。
- (5) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。